

様式第2（第4条関係）

<p style="margin: 0;">営業停止命令書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">愛知県公安委員会 印</p> <p style="margin: 0;">酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例</p> <p style="margin: 0;">第10条 第1項 の規定により、次のとおり命じます。</p> <p style="margin: 0;">第2項</p>					
氏名 (法人にあっては、 その名称及び 代表者の氏名)					
営業所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">名称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所在地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	名称		所在地	
名称					
所在地					
命令事項					
命令の理由					
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。</p> <p>なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会となります。）。</p> <p>なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。